

# 大野市公共下水道事業審議会 会議録

日時：令和5年12月19日（火）

午後1時30分～3時

場所：結とびあ302号室

## 1 開会

## 2 委嘱状交付

## 3 市長あいさつ

## 4 大野市公共下水道事業審議会の所掌事務について

《説明》

事務局より資料No.1にて説明

## 5 大野市公共下水道事業審議会会長の互選について

大野地区区長会推薦の萩原委員を会長に選出

## 6 会長あいさつ

## 7 議題

### (1) 公共下水道事業の概要について

《説明》

事務局より資料No.2にて説明

《質疑応答》

委員：水洗化率が39.9パーセントとあったが、接続した各家の軒数から見ると水洗化率は何パーセントになるのか。

事務局：汚水処理の世帯普及率は36.5%と出ているが、水洗化率において1軒ごとの軒数から数字は出していない。

委員：1軒に1人や2人しか住んでいない家もあり、軒数に対する割合というのに興味があった。

事務局：全国的には汚水処理人口普及率というのはよく使うが、水洗化率については人数で出すのが全国的に一般的である。

### (2) 汚水処理の最適化に向けて

《説明》

事務局より資料No.3にて説明

《質疑応答》

委員：浄化センターの最適化について、7ページだが、現状維持では、し渣・汚泥

は汚泥処理設備で焼却して搬出となっているが、基幹的設備改良の方ではそのまま搬出のようだが、これは何かやり方があるのか。

事務局 : 新しい計画の方では、し尿等は受入貯留設備に入って、し渣という大きいごみを取り除き、固液分離処理設備で汚泥と分離し、硝化脱窒素処理設備で微生物処理をした後の汚水を下水道に放流する。右の矢印にあるし渣・汚泥はビュークリーンおくえつに一般廃棄物として搬出することになる。

委員 : 乾燥・焼却はしないのか。

事務局 : 乾燥焼却設備をなくすということで、乾燥・焼却はせずに搬出する。

委員 : 5 ページの試算はどのようにして出しているのか、概略を教えてください。現状維持改修費は、15 施設を残した場合で統合縮小は考えないということでのよいのか。

事務局 : 公共下水道に接続をした方がいいのか、規模を縮小するべきなのかという試算になる。公共下水道との統合になると管きよの整備が必要になり、その事業費がかかる。また、接続した地区の処理のための維持管理費が公共下水道側にかかる。整備費を耐用年数で割って1年当たりの経費として算出している。規模縮小した場合は、建設当時の人口が上昇しているときの規模で整備をしているため、固定費は人口減少しても変わらない状況である。機械電気設備は、耐用年数28年で1年あたりの整備費用を出して、それと維持管理費用とでお互いに比較している。例えば、上庄第一は1億400万円の建設費を耐用年数50年で割った1年当たりの経費は大体200万円ぐらいである。これに維持管理費を合わせて617万円ぐらいとなる。それに対して規模縮小した試算を同じようにすると、大体900万円かかるというように、一つずつ、各処理区の試算をしている。

委員 : 業者の見積もりではなく、今までの実績や担当課の概算で出しているのか。

事務局 : そのような形で出している。ただ、コンサルに委託しているが、令和3年度時点のもので補正をかけてなるべく現実に近い金額を算出している。

委員 : 浄化センターを公共下水道に、農業集落排水の大部分を公共下水道に接続ということだが、公共下水道の方の受け入れとしては、そういったものを受け入れるだけの容量があるということでのよいのか。

事務局 : 受け入れについて、現在の処理能力は、公共下水道側は持っている。ただ途中の管きよについては、一部能力のないところが見受けられるので、その接続方法について、今後検討をしながら進めていくことになる。方法としては、農業集落排水の処理施設を流量調整槽にするなどを考えている。

委員 : 浄化センターと農業集落排水を公共下水道に順次接続していくということだが、接続するしないは別として、使用料金を全部統合するということか。例えば上庄第一が一番最初に接続するが、上庄第二や他の処理区はまだ接続もしていないが、料金体制は全ての処理区で公共下水道の料金にするということか。

事務局 : 8 ページのロードマップには、工事のことは書いてないが、工事は令和9年

度から実施設計に入り、令和10年度から令和19年度の約10年間をかけて順次下流から実施する予定である。公共下水道に接続する処理区は接続年度でも構わないという考えもあるが、そうすると、村部などは、19年度まで料金改定ができないというような状況になるので、運営上、後ではなくて、最初の令和10年度に、15処理区全部を新しい料金に変えていきたいと考えている。

委員 : 令和10年度からよーいドンで行くのか。

事務局 : そうである。順次工事をしていくが、最初に料金を統一していくということを考えている。

委員 : 来年度6月、10月に審議会が開催されると思うが、どういう部分をこの場で審議していくと考えているのか。

事務局 : まず料金を大野市の下水道事業料金として一つにするということで、そのままの料金で今のところ検討しているが、やはりそのことは審議会に諮らなければいけないと考えている。また、まだ検討段階であり、必ず諮るというものではないが、4ページ「計量器の設置」欄の統合方針の3つめに「やむを得ず計測器を設置できない場合は認定水量制とする」とある。物理的にメーターを設置できないということが生じた場合、認定水量ということで、例えばそういう所だけは、1人平均8立法メートルのように、他市でも事例があるので、認定水量制を導入する場合には、それを諮らなければいけないと考えている。あくまでもそういう状況が出た場合に導入するというので、今は導入を考えてはいない。

委員 : ロードマップを見ると、もうすでに住民説明会が始まっているが、住民の方で不安に思われる可能性が高い。住民の方から意見や心配な声はあるのか。

事務局 : 住民への説明状況については、まず15処理区の組合長に説明をしている。そして処理区内の役員に説明会を今行っている。まだ、すべての処理区に行っていない。役員説明会の協議状況に応じて、その後に各行政区に説明会を行っていくが、それが今月中、そして1月の頭から随時入っていく。役員説明会での意見については、メーターを設置すると従量制になるため、市営の水道ではなく地区営水道の処理区は、定額制でメーターを設置しない家庭が多い。そのため、メーターを設置することによって、今まで使っていた量は恐らく平均より多く使われているため、統合以降は、料金にはね返ってくるということで不安な方が多い。メーターの設置についてはいろいろ厳しい意見をいただいている。役員の方が地元に入った時に自分で説明されるため、説明する時に、庭散水程度ならあまり言われませんが、里芋を洗うのに大量の水を使うが、それもお金がかかるのかという意見などがある。下水道に流れない水について何かできないのか、という意見を聞いている。

委員 : 不安な意見ももっともだと思う。それについての回答は。

事務局 : 基本的には公共下水道と統一していくということで、公共下水道の部分に合わせるという説明をしている。農業用のように下水道に流れない水について

は、個人でメーターを設置して申告していただくことになる。公共下水道のルールに合わせるということを説明している。ただ、大野市としても地区営の水道地域に入っていくのは今回初めてのため、今後、詳細を把握しながら進めていきたいと考えている。

委員 : 8 ページ、令和7年度からメーターを設置するというので、令和10年度から公共下水道の使用料に統一するということだが、この3年間でメーターを全部付けられるのか。早く付けたところ令和10年度まではメーター使用料を払わなくてもいいと、残留期間ということで考えてよいのか。

事務局 : メーターについて地元で説明していることは、令和7、8、9年度で設置する。それで、令和7年度に付けたメーターについても令和10年度からで、早く付けたからといって料金を徴収するということは考えていない。

(3) その他 なし

閉会